

平成23年11月11日
鳥取西部農業協同組合

鳥取県就農支援資金貸付事務費補助金の見直しについて（お願い）

就農支援資金鳥取県貸付金貸付等要領に基づいて、青年等の就農促進のために新規就農認定者へ当組合が、就農支援資金を貸付していますが施行後順調に貸付金も増加し、合わせて事務取扱量も増加しているところです。

さて、その貸付金は、無利息貸付とされ本来の貸付金利息・利子助成収入に代わるものとして、平成21年4月1日から鳥取県就農支援資金貸付事務費補助金交付要領の適用により、融資機関へは県より「貸付事務費」として補助金が支払われています。

しかし、貸付事務の交付基準は、下記のとおり当組合の平成22年度貸出金利回り年2.026%からも相当低いなど下記事由をご覧の上「貸付事務費」の嵩上げ、または、利子助成措置への移行など補助金の見直しをお願い申し上げます。

記

1.事由 ①資金利用計画書の作成指導・相談、申請書類・借入申込相談・事務手続きに係わる事務対応時間 月平均39時間・日平均2時間と新規就農施設投資期間5年間に応するため

2. 貸付事務費
・就農支援資金貸付金実行合計に0.81%を乗じたもの
・就農支援資金償還金合計に0.405%を乗じたもの

3. 当農協の事務費実績

・貸付事務費交付額 平成21年88,071円 平成22年281,358円

4.当農協の就農施設等資金の実行件数・額

平成21年	実行件数	3件	実行額	10,873千円	貸付残高	8,910千円
平成22年	〃	11件	〃	43,326千円	〃	43,048千円
平成23年(10月末)	〃	10件	〃	33,060千円	〃	76,108千円